



G-1282

平成22年12月17日

医療滞在ビザの創設について

1. 2010年6月、「新成長戦略」において、アジアの富裕層等を対象とした健診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していくとの国家戦略が掲げられ、その実現のための施策の一つとして、「医療滞在ビザ」を創設することが閣議決定されました。
2. これを踏まえ、外務省は2011年1月から我が国の在外公館において、「医療滞在ビザ」の運用を開始いたします。
3. これまでも治療目的で来日する外国人は短期滞在ビザで入国して治療を受けることが可能でしたが、この「医療滞在ビザ」は、人道的観点も踏まえ、治療等で来日を希望する外国人にとって一層利用しやすいものとなっています。
4. 具体的には、高度医療から人間ドックまで各種医療サービス等を受けることを目的として、必要に応じ家族や付添も同伴して最大6ヶ月間続けて日本に滞在できるようになり（※）、特に1回の滞在期間が90日間以内の場合は必要に応じ、最大3年の有効期間内であれば何回でも来日できるようになります（注：別添参照）。（※）滞在期間6ヶ月のビザが発給されるのは、入院して治療を受けるため滞在期間が90日を超える場合。
5. 「新成長戦略」の目標を達成するために創設したこのビザにより外国人の方々が治療等で我が国を訪れる機会が一層増えることを期待します。

（参考）

- ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）関連部分
「医療滞在ビザ」を設置し、査証・在留資格の取扱を明確化して渡航回数、期限等を弾力化する
- ・「規制・制度改革に係る対処方針について」（平成22年6月18日閣議決定）関連部分
受診する外国人本人の他に、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図る。

(参考)

「医療滞在ビザ」

平成22年12月17日
外国人課

対象者	一定の経済力を有する者
対象医療機関	全ての病院及び診療所
受入分野	対象医療機関の指示による全ての行為(注2)
滞在期間	必要に応じ6ヶ月まで(注3)
一次/数次	必要に応じ数次
有効期間	必要に応じ3年まで
身元保証機関	登録されている旅行会社及び医療コーディネーター等
同伴者	必要に応じ同伴可(注4)

注1: 1年間を試行期間とする。「医療滞在ビザ」の影響を検証する必要があるため、試行期間中は、要件を緩和する方向での見直しは行わない。
試行期間中であるか否かを問わず、問題がある場合には必要な見直し(要件厳格化、制度の停止を含む)を行う。

注2: 人間ドック、健康診断、検診、歯科治療、療養等を含む。

注3: 入院して医療を受けるため滞在期間が90日を超える場合は「在留資格認定証明書」を取得する。

注4: 患者との親戚関係は問わない。